

シリーズ8

食の安全

食の安全と安心をめざして

—反省、課題、展望—

鈴鹿医療科学大学薬学部 中村 幹雄

食品とは、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外の飲食物であって、食品衛生法が適用される（食品衛生法第4条）。飲食物には、食品衛生法あるいは薬事法が適用される。食品衛生法の目的は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることである（同法第1条）。そのために、国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、都道府県、保健所を設置する市及び特別区と相互に連携することとされている（同法第2条）。

さらに、販売の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない（同法第5条）とされ、腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの、病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの、不潔、異物の混入又は添加その他

の事由により、人の健康を損なうおそれがあるものについては、販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない（同法第6条）と、食品・食品添加物の衛生面での規制がなされている。

食品衛生法及び関連法規は、生鮮食品、加工食品、中食（弁当、惣菜等）、外食に至る食の全てについて、安全性確保のために、添加物、残留農薬、汚染物、遺伝子組換え食品・食品添加物、食品照射、その他未評価技術に至る全ての分野を規制の対象としており、その他の法規制を必要としない。

一方、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）は、飲食物品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS規格制度（任意の制度）」と、原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」からなり、消費者の選択に資するための制度である。そもそも、戦後の混乱による物資不足や模造食品の横行による健康被害等が頻発した状況下で、農林物資の品質改善や取引の公正化を目的として発足した制度（JAS規格制度）を、1970年（JAS規格のある品目について表示の基準の制定）と1999年（消費者に販売される全ての食品への表示の義務づけ）に、消費者が

商品を購入する時に役立つという名目で規制対象が拡大された。その結果、期限表示の一元化のように、食の安全確保のための制度にズレが生じた(食品表示問題は、小著「食の安全と安心：みえる表示・みえない表示」をご高覧いただきたい)。

食品表示については、食品衛生法とJAS法に加えて、健康増進法、景品表示法、計量法等様々な法律による規制もあり複雑を極めるので一元化の検討も必要である。

牛海綿脳症(BSE)の上陸、雪印乳業のO-157事件を契機として、リスク評価とリスク管理を分離する食品安全基本法の制定および内閣府食品安全委員会の設置がなされた。中国産冷凍ギョウザ事件、事故米の不正流通事件、牛肉や鰻の産地偽装問題等の食品問題に加えて、パロマ湯沸器の事故、高齢者を狙った悪徳商法等々、消費者に身近なところでの大きな不安が社会問題となる中で、従来の産業振興の補完的な範囲内での消費者保護が、製品やサービスの提供者を所管する官庁が規制する縦割り行政では十分に対処できないので、

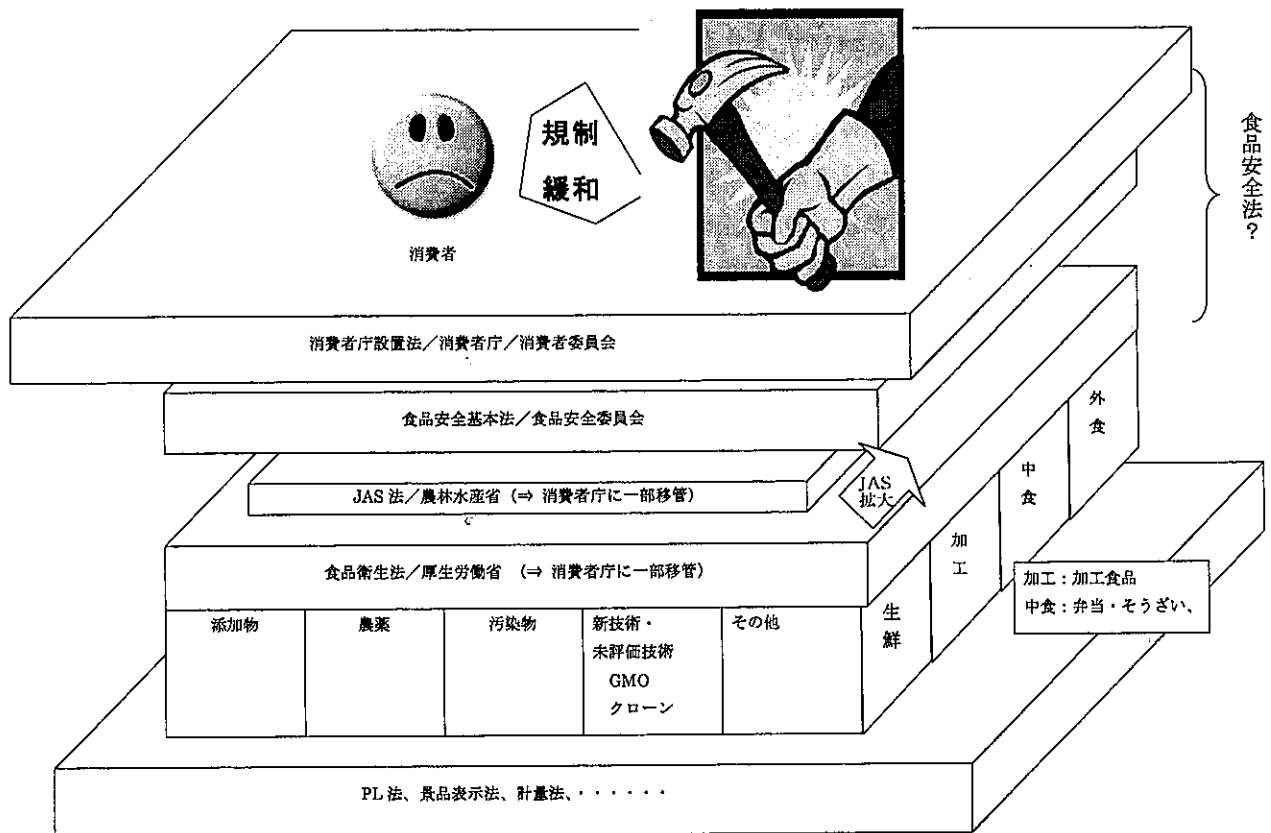
消費者行政を一元化するための消費者庁関連3法が2009年5月に制定され、内閣府消費者庁及び消費者委員会が活躍することとなった。

食品安全基本法の制定、消費者庁関連3法の制定と大きな改革なされたが、焼肉店でのユッケによる腸管出血性大腸菌O-111事件の発生や福島第一原発事故に伴う食の放射能汚染を規制すべき基準の改悪(規制緩和、表)に見られるように、食の安全と安心が脅かされている状況が続いている。

こうした状況を根本的に変えるために、統一的な規制を行う食品安全法や食品安全庁の設置を求める声はあるものの大きな動きにはなっていない。むしろ、「規制緩和」、「国際調和」、「行政刷新」の名の下に、食の安全と安心が蔑ろにされようとしている。現状を模式化してみた(図)。

私達は、食の安全と安心が持続可能な消費者市民社会の実現をめざして、食に関する様々な法的、制度的、行政的な問題を構造的に明らかにしたい

イメージ図



との思いでこの連載を企画した。発行責任者の植田勝博弁護士のご指導ご鞭撻をいただきながら数回に分けて様々な角度からの寄稿を掲載する。私達の浅学による誤り、あるいは誤解については、積極的にご指摘いただきたい。

第1回は、「消費者の利益にならない食の規制緩和」と題して、TPPの議論に留まらず、食品輸入を容易にするための食品照射規制の緩和、食品添加物の国際調和（国際汎用添加物、国際汎用香料の指定）、食品基準の国際調和（CODEX食品一般規程）等々、様々な規制緩和が進められようとしているので、様々な観点から4名の筆者が論じる。

第2回は、食品安全基本法の制定や内閣府食品安全委員会の設置が、消費者保護、消費者利益をもたらしたかどうかを検証してみたい。

第3回以降についても様々な企画を計画しており、多くの方々の様々な観点からの執筆・寄稿をお願いしたい。

放射性物質に関する基準値（Bq/kg）の比較

	対 象	放射性ヨウ素	放射性セシウム
従来	輸入食品	合計 370	
暫定	飲料水	300	200
	牛乳、乳製品 注)	300	200
	野菜類（根菜、芋類を除く）	2,000	500
	魚介類	2,000	500

注) 100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないように指導すること。

*紙面の関係で、ウラン及びその他の核種および一部の食品を掲載していない。

連載第1回 消費者の利益にならない食の規制緩和

(その1) 安全性評価(リスク評価)の亀裂・崩壊をもたらした福島原発事故

法律家 柳原敏夫

世の中には50年、100年経ってみて初めてその意味が分かるようになる出来事がある。今から約100年前に発生した「人間と人間の関係」の人災＝第一次世界大戦がそうである。当初、人々はこの戦争は短期間で終結する、半年後のクリスマスまでには家族と再会できると楽観して出征した。しかし、現実の進行は当初の予想を裏切り、過酷な大量殺戮兵器の出現、未曾有の死傷者・被害・惨禍をもたらした。しかもこの人災が収束したのは4年後（それはつかの間の休戦にすぎなかった）ではなく、31年後であったことを人々は後に思い知ることになる。人災＝世界大戦の収束をもたらしたのはヒロシマ・ナガサキに投下された原爆であった。この時、人々は初めて世界大戦は核

戦争による人類の絶滅で収束するという過酷な事実を思い切り頭に叩き込まれたのである。

今年3.11に発生した「人間と自然の関係」の人災＝福島第一原発事故はそれに匹敵する出来事である。当初、人々はこの事故は短期間で収束する、遅くとも年内には自宅に戻れると楽観していたが、天下の政府と東電が核燃料棒の崩壊熱に翻弄され続ける姿を目の当たりにして、その見通しは崩壊した。しかし、現実の放射能汚染がどこまで進行するのか、「見えない、臭わない、味もしない、理想的な毒」（スターングラス博士）である放射能は黙して語らない。福島にも例年通り、草木は芽吹き、春は訪れたが、しかしそれはそれまでの春と断絶した「沈黙の春」だった。では、